

(様式1)

令和4年度 防災計画 (抄)

(10— ⑪)

名古屋市立高杉中学校長

安藤 昭二

## I 目的

校内防災体制を確立して、学校生活の安全を期するとともに、生徒・職員の防災に対する知識と意識の高揚を図り、非常事態に対する心構えを養い、これに対処できる規律ある団体行動を実施訓練して、非常事態発生時の安全の確保を最大の目的とする。

## II 災害安全に関する指導 年間計画 (訓練も含む)

実施予定日	指導・訓練の主な内容	訓練
4月19日	登下校経路の確認・危険箇所の確認・校内避難経路の確認	
5月23日	緊急地震速報受信後、地震・津波の発生を想定しての避難訓練 風水害時の避難経路・場所についての指導 「なごやっ子防災ノート」を用いた指導 (指導事項：避難経路、避難場所、帰宅方法の確認等)	◎
5月31日	「なごやっ子防災ノート」を用いて、「避難時の持ち出し品」や「緊急カード」が記述されている確認	
9月1日	保護者引渡し時の下校訓練等	○
12月19日	地震・火災の発生を想定しての避難訓練 (指導事項、避難経路、避難場所の確認等)	○

※4月19日、5月23日の内容については実施済み。

## III 生命の安全確保に対する指導について

- ・ 地震や地震に伴う火災、津波、風水害等に関する知識を身に付けさせるとともに、集団で規律ある行動がとれるような意識づくりに努める。
- ・ 学校や自宅内外の危険箇所を確認させるとともに、日ごろの安全確保に対する意識を高め実践する態度を養う。
- ・ 自他の生命を尊重し、学校や地域の安全確保に進んで協力し、貢献できるようにする。

#### IV 地震等における安全指導について

##### 1 地震発生を想定した指導

###### (1) 地震発生を想定した指導

###### ① 在校中

- ・ 緊急地震速報の受信放送を聞いた時の行動（自分の身の安全を確保する）を指導する。
- ・ 地震が発生した場合の安全な避難及び避難経路の周知徹底を図る。
- ・ 避難時のきまりを確認させる。

○私語は慎む。 ○慌てずに落ち着いて行動する。  
○狭い所ではむやみに走らない。 ○広い所（運動場）では、早足で避難する。  
○特に避難経路（出入口）の確保に留意させるとともに、落下物の危険がある場合にはカバンや本等で頭部を保護しながら避難する。

###### ② 登下校中

- ・ 身の回りに倒壊する恐れのあるものがないか確認し、身の安全を確保できる場所で避難姿勢をとる。
- ・ 揺れが収まった後は、中学校に近い場所であれば中学校へ避難する。自宅に近い場所であれば、自宅へ戻る。

###### (2) 地震による火災発生を想定した指導

###### ◆ 第1避難場所：運動場

第2避難場所：体育館（北館2F）

- ・ 火災が発生した場合の安全な避難及び避難経路の周知徹底を図る。
- ・ 避難時のきまりを確認させる。

○私語は慎む。 ○慌てずに落ち着いて行動する。  
○狭い所ではむやみに走らない。 ○広い所（運動場）では、早足で避難する。  
○延焼防止対策として窓を閉め、全員が廊下に出たら教室の出入口を閉める。  
○火災時に煙の多い時には、ハンカチ等で口、鼻をおさえ身を低くしながら避難する。

###### (3) 津波注意報発表・津波警報発表・避難指示発令、津波発生を想定した指導

###### ① 津波についての指導

- ・ 津波到達までの想定時間について理解させる。
- ・ 津波の高さと想定される被害の大きさについて理解させる。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくることを理解させる。

###### ② 在校中

###### ◆ 第1避難場所：南校舎4階

（第2避難場所：南校舎3階）

- ・ 津波が発生した場合の安全な避難及び避難経路の周知徹底を図る。

- ・ 避難時のきまりを確認させる。

○私語は慎む。                      ○慌てずに落ち着いて行動する。  
 ○狭い所ではむやみに走らない。    ○広い所（運動場）では、早足で避難する。  
 ○運動場への避難は避け、校舎3階及び4階への避難経路の確保に留意させる。

- ・ 津波注意報が発表された場合、生徒に情報を伝え、状況によって安全に避難させ、掌握する。また、状況を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。注意報が発表されたことや生徒等の状況等を、保護者に伝える。
- ・ 津波警報発表・避難指示発令の場合、在校中については、南校舎東階段・西階段を通り、南校舎4階へ避難し待機する。第2避難場所も同様の形で避難する。
- ・ 安全が確認されるまで下校させたり保護者へ引き渡したりしない。

### ③ 登下校中

- ・ 登校途中に津波警報発表・避難指示発令の場合、緊急避難が必要となった場合、通学路を通り学校に、もしくは通学路から西中島小学校4階（津波避難ビル）または、中島小学校北校舎棟4階（津波避難ビル）、中島荘1棟から4棟の最上階（津波避難ビル）に避難し待機する。
- ・ 防災体制（自衛水防組織）の避難誘導班を3つに分け、各津波避難ビルへ移動し避難誘導にあたる。
- ・ 安全が確認されるまで下校させたり保護者へ引き渡したりしない。

### (4) 緊急地震速報を受信したことを想定した指導

- ・ 緊急地震速報受信後から津波発生までの時間を想定し、校舎の安全を確認した上ですみやかに安全な場所へ避難するよう指導する。

### (5) 大規模地震（震度5強以上）が発生した場合の指導

震度5強以上の地震発生時	生徒	教職員
(1) 在校中に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業をはじめとする教育活動を打ち切る。</li> <li>・ あらかじめ保護者との間で取り決めた方法で引き渡す。</li> <li>・ 翌日以後、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変化する情報に絶えず留意するとともに、速やかに対処する。</li> <li>・ 自校の状況を市教育委員会（学校整備課・指導室等）に報告する。</li> </ul>
(2) 登下校中の途中に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登校中の場合、原則として、そのまま登校させ、上記(1)に準じた措置をとる。</li> <li>・ 下校中の場合、原則として、そのまま下校させ、下記(3)に準じた措置をとる。</li> </ul>	
(3) 在宅時に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。</li> </ul>	

(4) 野外教育センター利用の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出発前に発生した場合は、学校は出発をやめて、上記(1)の措置をとる。</li> <li>・ 出発後に発生した場合は、できるだけ確かな情報を集め、適切な措置を講ずる。</li> <li>・ 利用中に発生した場合、そのままセンター内にとどまり、所長の指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引率責任者は、自校がとった措置を学校及び関係機関へ連絡する。学校は、内容によっては保護者にも連絡する。</li> </ul>
(5) 修学旅行・その他の校外学習の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出発前、解散後に発生した場合は、状況に応じて、上記(1)～(3)の措置を講ずる。</li> <li>・ 出発後に発生した場合は、直ちに情報を集めて対処する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引率責任者は、自校のとった措置を学校及び関係機関へ連絡する。学校は、内容によっては保護者にも連絡する。市教育委員会に報告する。</li> </ul>

## 2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことを想定した指導

### (1) 在校中

- ・ 情報が発表されたことを、すみやかに生徒、保護者に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
- ・ すぐに被害の発生が想定される等、情報の内容によっては、生徒等を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。
- ・ 状況によっては、生徒等を保護者に引き渡す等により、帰宅させる。引き渡しを行う場合は、各学級で生徒を待機させ、来校した保護者に直接引き渡す。

### (2) 登下校中

- ・ 登校中の場合は、原則として、そのまま登校する。登校したら、在校中の指導に準ずる。下校中の場合は、原則として、そのまま下校する。下校後は、在宅時の指導に準ずる。

### (3) 在宅時

- ・ 情報が発表されたことを知った場合は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め等、日ごろからの地震への備えの再確認をする。特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常通り登校する。

## 3 非常災害が発生した場合の対応についての保護者への周知方法

### (1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

- ・ 保護者会や保護者向けの文書により、非常災害が発生した場合に関する情報が発表された場合の引き取り方法等について周知する。

### (2) 発生した時に周知する方法

- ・ 「なごやっ子あんしんメール」での情報伝達を図る。
- ・ 通信機関途絶の場合、地域防災無線を用いて可能な限り周知を図る。

#### 4 防災週間（8月30日～9月5日）における防災訓練計画

##### (1) 参加人数

生徒	職員	保護者等	合計
356名	40名	400名	796名

##### (2) 訓練内容

- ・ 事前に保護者へ訓練内容と引き取り時間について、文書で知らせておく。
- ・ 「なごやっ子防災ノート」を利用した地震に関する指導をする。
- ・ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された想定の下、学級担任はただちに担当学級に行き、情報発表の旨を生徒に伝える。
- ・ 保護者へ「なごやっ子あんしんメール」で訓練開始と引き取り依頼を送信する。
- ・ 全校放送によって校長講話をする。
- ・ 各学級で担任教師が保護者へ生徒を引き渡す。

#### 5 施設の整備について

学校建物及び敷地内の状況を目視で確認するとともに、定期的に安全点検を行い、必要に応じ補修改善等を行う。通学路も同様に定期的に安全確認を行う。点検や応急復旧のため、安全対策用具や作業用の工具等を用意しておく。

#### 6 その他

##### (1) 防災用ヘルメット・防災ずきん等の常備の有無

- ・ 防災用ヘルメット・防災ずきん等の常備：なし

##### (2) 地域の情報収集・情報伝達

- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等を使用する。
- ・ 「なごやっ子あんしんメール」配信により情報を伝達する。

##### (3) 関係機関への連絡

- ① 中島小学校、西中島小学校
- ② 高杉中学校PTA役員、学校評議員、近隣協力員、中島・西中島学区消防団
- ③ 中川消防署、中川土木事務所、中川警察署

##### (4) 通学路の危険箇所

内容	記号	危険箇所
倒壊のおそれのある箇所	倒	0 箇所
落下のおそれのある箇所	落	0 箇所

(4) 防災体制（自衛水防組織）

